

令和6年度安曇野市教育委員会 2月定例会会議録

日 時：令和7年2月17日（月）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 羽田野賢二、

教育委員 川北久美、教育委員 金子孝

事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 上條貴芳、学校給食課長 西澤弘修、

生涯学習課長 二木正、文化課長 三澤新弥、子ども家庭支援課長 山越寿彦、

こども園幼稚園課長 佐々木真貴、学校教育課教育指導室長 山口隆志、

書記：学校教育課教育総務係長 高橋満

傍聴者：報道機関 0名

傍聴人 2名

◎開 会

教育部長 お疲れさまです。

定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和7年2月の定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 2月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

この週末に子どもが被害に遭う大変切ない交通事故が発生してしまいました。2月15日土曜日、午後6時前ごろ、豊科真々部でのことです。小学校6年生が習い事に行くため保護者に車で送ってもらい、降車した後、県道を横断しようとしたところ、北から南へ向かってきた軽乗用車にはねられ重症を負ったものでございます。改めて、児童生徒には、止まる、見る、そして待つ、これを常に意識して行動すること、運転者には、夕暮れ時飛び出しに備えた注意深い慎重な運転、そして保護者には、子どもの安全確保を最優先にした送迎等をお願い

いしてまいります。

では、本日もご審議よろしくお願ひいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、議案第15号、第16号、報告第2号、第3号及び第6号、条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第5号、第7号から第10号、第17号及び報告第7号、以上12件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案8件、報告事項4件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第5号、第7号から第10号、第15号から第17号、報告第2号、第3号、第6号及び第7号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号から第4号、第6号、第11号から第14号、報告第1号、第4号及び第5号を公開とし、以後、会議を非公開として、残りの議案を扱います。

なお、議案第14号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

◎議案第1号

教育長 それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題とします。

説明をお願いします。

教育部長 教育部に関わることにつきましては、私から、個別具体的な案件につきましては、各担当課長から、説明並びにお答えをさせていただきますのでお願いいたします。

議案第1号について、学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長 「安曇野市教育振興基本計画の策定について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第1号 安曇野市教育振興基本計画の策定については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第1号は承認いただきました。

◎議案第2号

教育長 では、続いて、議案第2号について議題といたします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「第2次安曇野市障がい者活躍推進計画の策定について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第2号 第2次安曇野市障がい者活躍推進計画の策定については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第2号は承認いただきました。

◎議案第3号

教育長 では、次に議案第3号について議題とします。

説明をお願いします。

学校給食課長 「安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見ございましたら、お願いします。

羽田野委員 学校給食センター運営委員会規則の一部の改正についてでございますが、今まではPTAの組織みたいなものを通してお願いがある、センターの関係する学校から1名ずつ出ていただいたので、問題なく募集ができたと思うんですけども、これが2名ということで、多分、関わらないPTAの方が出てくると思うんですけども、それでそうした場合には関わっていないセンターのPTAの皆さんの中の意見の聴取はどのようにするのか、そういう仕組みがあるのかどうか。

学校給食課長 まず役員を、今後2人になった場合に委員の選出につきましても今数名の方と調整等をしながら、2名ある中で1年ずつの交代ということで調整をしていくのかなというふうに思っております。

あと意見でございますが、PTAに入っていらっしゃらない方も大分多くなってきていることから、SNS等を活用いたしまして、今までにこういったことはしていないのですけども、意見の聴取等をする機会を設けまして、そういったことを活用しながら、これに関するご意見等を集めていきたいと考えております。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第3号 安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部改正については、承認することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第3号は承認いただきました。

◎議案第4号

教育長 次に、議案第4号について議題とします。

説明をお願いします。

学校給食課長 「安曇野市献立作成等検討委員会設置要綱の制定について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第4号 安曇野市献立作成等検討委員会設置要綱の制定については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第4号は承認いただきました。

◎議案第6号

教育長 次に、議案第6号について議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市図書館管理規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第6号 安曇野市図書館管理規則の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第6号は承認いただきました。

◎議案第11号

教育長 次に、議案第11号について議題とします。

説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市こども計画の策定について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第11号 安曇野市こども計画の策定については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第11号は承認いただきました。

◎議案第12号

教育長 次に、議案第12号について議題とします。

説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の策定について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第12号 第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の策定については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第12号は承認いただきました。

◎議案第13号

教育長 次に、議案第13号について議題とします。

説明をお願いします。

こども園幼稚園課長 「安曇野市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第13号 安曇野市一時預かり事業実施要綱の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第13号は承認いただきました。

◎議案第14号

教育長 次に、議案第14号について議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

子ども家庭支援課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、文化課の共催1件、子ども家庭支援課の後援1件は、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第14号は承認いただきました。

◎報告第1号

教育長 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき私が決裁を行った事務のうち報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等によりご報告させていただくものです。

では、最初に、報告第1号について説明をお願いします。

学校教育課長 「学校の空気環境の改善に係る署名簿について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

遠藤委員 都会に住んでいる方なので、こういう要望を出してこられたのではないかと思います。今の説明にあった教育委員会の回答とといいますか、それに尽きるのではないかと思います。個人に柔軟剤と合成洗剤を使わないように禁止を求めるというのは、今の状況を考えれば、私の家庭でも使っていますし、ほとんどの家庭で多分使っておられて、使わせないことによる逆に人権被害ということもちょっと懸念されますし、一番はこれを市で禁止ということになると、これはちょっと企業からしてみると大変なことになりますので、こういう対応、こういう回答が一番ではないかなと私も思ったんですけども、代表の方はその回答に対してご理解はいただけたのでしょうか。

学校教育課長 その段階では実際に理解いただいているのかどうかというところまではちょっと何とも言えない、その当日の受け答えがあったのみということ一旦は終わっているというのが正直なところ、現況です。

やはり遠藤委員がおっしゃるように、全面的に禁止というところはさすがに私どもとしても対応することはできないですし、これは個人の嗜好の問題とかもいろいろあるものなので、なかなか難しいと思っております。また、今後も小林さんとの話というのもしずれ出てくることはあるかもしれません。その都度その都度、丁寧に相手のお気持ちにも寄り添う形で対応していきたいというふうに考えておりますので、お願いしたいと思っております。

遠藤委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますか。

金子委員 同様に、(3)についてですけれども、小学校、中学校とかで具体的に困っているというふうなことが教育委員会なりに上がってきているのかどうかということが一つあります。

それと柔軟剤なり合成洗剤の禁止というのは教職員にというふうなことになっているんですけども、実際問題、教職員と生徒、児童の着ているものとか、そういうものにも影響してくると思いますので、禁止というのは全く、遠藤委員が言われるように難しいことではあるんですけども、そのような対応で、今までの対応でお願いしたいなと思っております。

学校教育課長 金子委員にもお話をいただいた、具体的に児童生徒さんや保護者のほうから私にあるかということなんですけれども、突き詰めて相談をいただいているところは私の承知する限り特にないのですが、過去に、過去というか、去年、昨年度ですけれども、アンケートを取ったことがございまして、その中では多少、ちょっと……、気になるようなことがあるという回答をいただいた経過はございます。今のところそういったところでとどまっているというか、そういう感じになります。

また、柔軟剤や合成洗剤の全面禁止という部分ですけれども、教職員もそうですし、生徒さんも懸念されている部分があるんですけども、特に中学生くらいになると思春期にもなりますので、そういった臭いに関連するところが非常に気を使う部分があるかと思っておりますので、一概に禁止というところは難しいかなと思っておりますので、そういう対応で考えていきたいと思っております。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第1号 学校の空気環境の改善に係る署名簿については、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は了承いただきました。

◎報告第4号

教育長 次に、報告第4号について説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

文化課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

川北委員 100ページの学校教育課の第3回モチベーションキッズスクールについて教えてください。

以前も申請があったと思うんですが、今回、参加費は無料かどうか教えていただきたいのですが。

学校教育課長 すみません、今ちょっと手持ちにはないので、後ほど回答させていただきたいと思っておりますので、お調べした上で回答させていただきます。お願いいたします。

教育長 他にございませんか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、了承の判断は報告の後ということにいたします。

◎報告第5号

教育長 次に、報告第5号の説明をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

学校給食課課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

こども園幼稚園課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第5号の各課からの報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第5号は了承いただきました。

学校教育課長 先ほど川北委員からご質問をいただきました教育長専決の後援依頼の部分でございます。モチベーションキッズスクール、代表Yearnerの今回の企画の参加料になりますが、一家族500円ということでございます。参加料をいただく関係で収支のほうを確認させていただきました。収支のほうは会場使用料であったりとか、当日講座の中で使う消耗品ですね、画用紙とかペンを購入する費用ということで賄うということになっておりますので、条例には当たらないというふうに判断をさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

教育長 それでは、先ほどの報告第4号についてお諮りいたします。

学校教育課 1件、生涯学習課 1件、文化課 2件、子ども家庭支援課 2件の後援については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は了承いただきました。

以降の議題につきましては、非公開となります。

(以後、非公開)

-
- ◎議案第5号 安曇野市人権教育集会所条例及び管理規則の廃止について
 - ◎議案第7号 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例の一部改正について
 - ◎議案第8号 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則の一部改正について
 - ◎議案第9号 安曇野市博物館条例の一部改正について
 - ◎議案第10号 安曇野市博物館条例施行規則の一部改正について
 - ◎議案第15号 教育長の安曇野市烏川土地改良区総代への就任について
 - ◎議案第16号 令和7年度有明高原寮視察委員会委員の推薦について

- ◎議案第17号 三郷小学校長寿命化改良工事建築主体工事に係る変更契約について
 - ◎報告第2号 令和6年度安曇野市地区公民館報表彰審査会委員の委嘱等について
 - ◎報告第3号 安曇野市誌編さん専門調査会（自然部会）専門調査員の委嘱等について
 - ◎報告第6号 児童生徒の指定校変更等について
 - ◎報告第7号 教育長報告
-

(以下、公開)

◎その他

教育長 最後に、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 他に何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

以上で安曇野市教育委員会令和7年2月定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。